

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成28年7月8日（金）午後3時00分～午後3時35分
2. 開催場所 大和高田市役所 4階会議室
3. 出席委員 (17名)

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1 | 松田 榮義 | 7 | 梅田 昌宏 | 13 | 速水 保 |
| 2 | 奥本 正嗣 | 8 | 稲岡 丈介 | 14 | 今村平治郎 |
| 3 | 寺田 勉 | 9 | 水井 豊 | 15 | 中江 彰 |
| 4 | 藤本 佳昭 | 10 | 増田 武雄 | 16 | 藤岡 秀信 |
| 5 | 高井 信安 | 11 | 森本 輝雄 | 17 | 中島 惠敏 |
| 6 | 弓場 一郎 | 12 | 藪内 聿彦 | | |

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第4号 その他

1) 農地法施行規則該当転用届について

2) 畑作転換申請承認について

3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件

4) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件

報告第3号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から7月の定例委員会を開催致します。本日は、委員17名全員出席されていることを報告致します。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致しますが、私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に17番、中島委員さんと、2番、奥本委員さんのお二人を指名しますのでよろしくお願い致します。続いて議事日程、第2、会

議書記の指名には、事務局の仲川局長と龍補佐を指名致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買及び遺贈による所有権移転並びに賃貸借権の設定等による移動でございます。番号1番、申請地、大字吉井□□□番1(田)2,289㎡、譲受人、大字吉井□□□□、譲渡人、大字吉井□□□□、賃貸借権の設定による異動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。番号2番、申請地、大字吉井□□□番3(地目)田(現況)畑(面積)582㎡、譲受人、大字吉井□□□□、譲渡人、大字吉井□□□□、特定遺贈による権利異動でございます。番号1番、2番の場所は、部会現地調査順序表第□番目、天満保育所より□へ約200mのところであります。番号3番、申請地、大字野口□□□番2(田)147㎡、大字野口□□□番2(田)671㎡、譲受人、香芝市別所□□□□□、譲渡人、香芝市西真美二丁目□□□□(持分□/□)□□□□(持分□/□)、売買による所有権移転の権利異動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、2,208㎡で下限面積は満たしています。場所は、部会現地調査順序表第□番目、陵西小学校より□□へ約500mのところであります。番号4番、申請地南今里町□□番3(畑)68㎡、譲受人、今里町□□□□、譲渡人、今里町□□□□、売買による所有権移転の権利異動で、申請理由は、交換のためでございます。場所は、部会現地調査順序表第□番目、今里児童公園より□へ約100mのところであります。以上、第1号議案につきましては4件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項について説明させていただきます。まず、権利の取得後において、今回取得する農地を含めて、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、それぞれの受人又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況、農作業に従事する者の人数などからみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況又は管理状況からして、今回取得する農地も含めて、引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。次に、権利を取得した後に、農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、それぞれの申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からしても、それぞれの受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、それぞれの申請者又は世帯員等が行う耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的な利用には、いずれも従来のおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件の申請内容から致しますと、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可物件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区

域の農地を使用貸借により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字勝目□□番2（田）449㎡、譲受人、大字勝目□□□□、譲渡人、大字勝目□□□□、申請地は、使用貸借権の設定による、一戸建専用住宅への転用申請でございます。場所は、部会現地調査順序表第□番目、よのもと保育園より□へ約150mのところであります。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、議第2号につきましては1件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願いします。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。□□さんの戸建て住宅への転用申請でございますが、開発申請し、住宅を新築したいためです。申請地の現況は畑で、東側は畑、西側は畑と住宅、南側は道路、北側は田です。隣地の農地の所有者の方々より同意を得ておられます。周囲にコンクリートブロック積みと擁壁を設置して造成され、住宅一戸を建築される計画です。排水は浄化槽を設け汚水、雨水とも南側水路に排水するとのこと。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 　それでは説明させていただきます。大字勝目の申請地の農地区分につきましては、申請地から半径300m以内に鉄道の最寄り駅があり、第3種農地と判断し、転用には支障がないものと思われ。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は金融機関からの借入資金でまかなう計画で、金融機関の融資審査結果の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手とのこととありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

（なしの声有り）

議 長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。続いて議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　続きまして、議案書2ページをお願い致します。議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作について、双方で解約が円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。番号1番、申請地、大字有井□□番3（田）759㎡、借受人、大字有井□□□□□、貸出人、大字有井□□□□□、解約理由は規模縮小のためでございます。番号2番、申請地、大字松塚□□□番1（地目）田（現況）畑（面積）2,168㎡のうち163㎡、借受人、大字松塚□□□□□、貸出人、大阪市中央区□□□□□、解約理由は、高齢のためでございます。以上、議第3号につきましては2件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、議第3号につきましては、事務局処理と致します。次に入ります。議第4号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第4号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届について説明致します。本件は、農地の転用の制限の例外として農地法施行規則第29条第1号に定められた転用届出でございます。番号1番、届出地、大字大谷□□□番地(田)1,110㎡のうち199.67㎡、申請人、香芝市別所□□□□、届出による農地の利用状況は、農業用倉庫としての利用でございます。場所は、部会調査順序表第□番目、香芝自動車学校より□へ約200mのところ。以上、その他の1番、農地法施行規則該当転用届については1件の届出で、申請書類等は具備致しております。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、農地部会で現地調査を願っておりますので調査結果の説明を願います。

部会長 農地部会より報告させていただきます。大字大谷の□□さんの農業用倉庫への転用ですが、耕作地のそばに倉庫を建築したいためです。申請地の周囲は、東側、南側自作地、西側は道路、北側は畑です。北側の農地の方より同意は得られております。勾配をつけて造成し、自然浸透と北側水路に排水するとのこと。農地部会では妥当な申請であろうという審議結果でした。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 ただ今、部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第4号、その他1番、農地法施行規則該当転用届について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第4号、その他1番につきましては、事務局処理に決定致します。次に議第4号、その他の2番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書3ページをお願い致します。議第4号、その他の2番、畑作転換申請承認について説明致します。番号1番、申請地、大字曾大根□□□番1(田)616㎡、申請人、大字曾大根□□□□、田から畑への変更であります。場所は、部会現地調査順序表第□番目、浮孔西小学校より□へ約500mのところ。その他の2番、畑作転換申請の承認につきましては1件の申請で、書類上は具備されております。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っておりますので、農地部会長より調査結果の説明を願います。

部会長 それでは、報告させていただきます。大字曾大根の□□さんの畑作転換についてですが、先月の委員会でご審議頂きました5条申請で農家住宅を申請された農地の南側の農地に畑として使用しやすくするために土を入れるための申請です。周囲の状況は、東側、南側は田、西側は住宅、北側は住宅と道路です。隣地の所有者からも同意を得られており、また□□さん自身は専業農家さんでもあることから、農地部会としては妥当な申請であるものと判断致しました。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第4号、その他の2番、畑作転換

申請について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第4号、その他の2番、畑作転換申請については事務局処理に決定致します。次に議第4号、その他の3番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第4号、その他の3番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされており、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。番号1番、買取り申出の農地、大字根成柿□□□番1(畑)1,146㎡、買取り申出者、檀原市東坊城町□□□□、買取り申出事由の生じた者、檀原市東坊城町□□□□、買取り申出事由は、疾病ためでございます。なお、その他申請書類等は具備致しております。本件の農業の主たる従事者の確認をするにつきましては、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成28年6月28日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認事項と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されている事、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されている事、あるいは耕作出来る状況である事の確認、さらに地元支部長さんへの照会により、以前は本人が農業に従事していたことの確認を致しております。以上の審査の結果、□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問などがないようですので採決致します。それでは、議第4号、その他の3番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第4号、その他の3番につきましては、事務局処理に決定致します。次に、議第4号、その他の4番、専決処分報告についてを議題と致します。報告第1号及び報告第2号、続けて事務局より説明願います。

事務局 議案書4ページをお願い致します。議第4号、その他4番、専決処分報告について、報告第1号、農地法第4条第1項第7号規定並びに報告第2号、農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件について、2報告続けて説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、平成28年5月26日から6月27日までの報告分でございます。まず報告第1号、農地法第4条関係でございます。番号1番、転用届出地、大字有井□□番1(畑)459㎡、大字有井□□番2(地目)田(現況)畑(面積)224㎡、届出人、大字有井□□□□、アパート及び駐車場への転用届出であります。確認委員さんと致しまして、平成28年6月2日に奥本委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。次に報告第2号、農地法第5条関係でございます。番号1番、転用届出地、大字池田□□□番地(田)1,915㎡、譲受人、香芝市五位堂一丁目□□□□、譲渡人、大字大谷□□□□、売買による所有権移転で、アパート及び駐車場への転用届出であります。確認委員さんと致しまして、平成28年6月1日に稲岡委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しており

ましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。番号2番、転用届出地、大字松塚□□□番2（畑）429㎡、譲受人、大字松塚□□□、譲渡人、大字松塚□□□、売買による所有権移転で、露天駐車場及び庭先用地への転用届出であります。確認委員さんと致しまして、平成28年6月16日に松田会長に連絡致しまして、事務局とで現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、専決処理を行ったものでございます。以上、農地法第4条関係1件、第5条関係2件の専決処分の事後報告でございます。

議長 　ただ今、事務局より専決処分の報告第1号及び報告第2号の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

議長 　なしとの声がありましたので、異議がないということで報告第1号及び報告第2号を終わります。確認委員の奥本委員さん、稲岡委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。

議長 　それでは次に入ります。議第4号、その他4番、専決処分の報告について報告第3号、公共転用の通知の件を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、その他4番、専決処分の報告について報告第3号、公共転用の通知の件について説明致します。番号1番、転用届出地、西三倉堂一丁目□□□番4（田）33㎡、譲渡人、永和町□□□□、転用目的は、大和高田市の道路に転用する通知でございます。以上、公共転用の通知につきましては1件の通知でございます。

議長 　ただ今、事務局より専決処分の報告第3号の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

議長 　なしとの声がありましたので、報告第3号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようですので、委員の皆様方には大変ご苦労様でした。これで7月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

| | |
|------|-------|
| 議長 | 松田 榮義 |
| 署名委員 | 中島 惠敏 |
| 署名委員 | 奥本 正嗣 |